

確 認 書

舞鶴薬剤師会は、舞鶴医療センター、舞鶴共済病院、舞鶴赤十字病院の三病院が発行する院外処方箋の薬剤師法第23条第2項に係る取り扱いについて三病院とも同じ内容で各病院と下記のとおり確認した。三病院との確認書の締結について、舞鶴薬剤師会は三病院と保険薬局との取りまとめを行うものであり逸脱する行為があった場合、刑事上・民事上の責任は負わない。

この確認書に基づく変更調剤を行うには、舞鶴薬剤師会長と確認書を取り交わした管理薬剤師及びそこに帰属の会員薬剤師に限定し、内容を遵守すること。運用時は患者様の不利益が発生しないよう十分に配慮し、説明と同意を得たうえでの実施と、変更調剤の内容は「所定の報告用紙」を用いて必ず各病院の指定先へ遅滞なくFAXで報告することを義務付ける。

【 病院との確認事項 】

1. 変更調剤について処方医へ都度の疑義照会と同意を不要とする項目について

以下に示す7項目は処方医の負担軽減と薬局での患者の待ち時間短縮等の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られたこととし、都度の疑義照会を省略し【細則】に基づく調剤後に指定の報告書を提出で完了とする。

- 1) 内服薬の剤形変更
- 2) 別規格製剤がある場合の調剤規格変更
- 3) 服薬管理等の面から必要と判断し実施する半割、粉碎、混合等の調剤
- 4) 服薬管理等の面から必要と判断し実施する一包化調剤
- 5) 残薬の調整における処方日数の短縮
- 6) ビスホスホネート製剤における処方日数の適正化
- 7) 後発医薬品調剤に係る報告不要化

2. 確認内容の変更について

確認内容の変更については、三病院と舞鶴薬剤師会が必要に応じて協議する。

【 細則 】

1. 薬剤師法、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の各種法令に沿った運用を念頭におき、処方箋備考・調剤録・薬剤服用歴管理記録簿に義務付けられた記載は遅滞なく確実に行うこと。
なお、上記の記載義務に沿う時刻は、処方監査を行い確認書の内容を適用すると判断した時刻を記載することとし必ず調剤行為やレセコンの入力を行うよりも前に判断を励行すること。
2. 別紙の所定様式を用いて以下の各病院指定の連絡先へ遅滞なく報告書を送付すること。
 - ・舞鶴医療センター 薬剤部直通 FAX 0773-65-1100
 - ・舞鶴共済病院 薬剤部直通 FAX 0773-64-7402
 - ・舞鶴赤十字病院 薬剤部直通 FAX 0773-77-1913
3. 疑義照会不要の報告事例（麻薬処方、覚せい剤原料は除く）
 - ① 内服薬の剤形変更
 - ※用法・用量が変わらない場合のみ可。
 - ※安定性、体内動態等を考慮して変更すること。
 - ② 別規格製剤がある場合の調製規格の変更
(安定性、利便性向上のための変更及び1回の服用数が同一か減る場合に限る)
凡例 … 5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠
 - ③ 服薬管理等の面から必要と判断し実施する半割、粉碎、混合等の調製、あるいはその逆（規格追加を含む）
凡例 … 1mg 1回 2.5錠の粉碎指示 → 1mg錠 2錠 + 0.5mg錠 1錠
※安定性のデータに留意すること。
※抗腫瘍薬を除く。
 - ④ 服薬管理等の面から必要と判断し実施する一包化調剤
 - ⑤ 残薬の調整における処方日数の短縮
凡例 … ○○錠 15mg 30日分 → 25日分 (5日分残薬)
※短縮する場合に限る。不要にする場合、増やす場合は疑義照会すること。
※服薬管理等に問題があると判断される場合は、情報提供を行うこと。
 - ⑥ ビスホスホネート製剤における週1回、月1回製剤が連日投与の他の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化
 - ⑦ 銘柄名処方に係わる処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形を含む）への変更調剤を行った時、又は一般名処方に係わる処方薬について調剤を行った時に、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む）等について、当該調剤に係わる処方箋を発行した保険医療機関に情報提供することを省くことができる。
※必ず患者様に説明後（服用方法、価格等）、同意を得て変更すること。
※変更内容をお薬手帳に記載すること。

- 舞鶴薬剤師会会員でない薬剤師が記載した報告書は無効である。
- 舞鶴薬剤師会長は順守事項に違反する行為がある場合、確認書に記載の管理薬剤師と当該薬剤師に対し実地に指導を行い確認書の適正な運用を指示することができる。
- 舞鶴薬剤師会長は違反に対する指導や勧告を行っても改善が認められないと判断する場合には、役員会の承認をもってこの確認書の契約を解除することができる。

確認書 についての 注意事項

① 一包化調剤について

確認書の「一包化調剤」は、調剤報酬上の加算を「非算定」で行うこと。

② 管理薬剤師変更時の対応について

管理薬剤師が変更した場合は、速やかに会長に申し出ること。

③ その他

記載が無いことや曖昧な場合は、通常の「疑義照会」手続きで対応すること。

年 月 日

所在地	京都府舞鶴市〇〇〇〇
名称	舞鶴薬剤師会
代表者	会長 〇〇 〇〇 印
勤務地	_____
勤務先名称	_____
代表者	管理薬剤師 印